No. 行動目標	第2期行動計画 (中項目) (小]	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
※ 目指す社会	(小)	※第3章「目指す社会と目標」において検討	○目指すべき自然共生社会像(2050年までに達成されるべき自然共生社会のあるべき姿) ・持続可能かつレジリエントで真に豊かな「自然共生社会」を目指す ・自然共生社会の実現に向けて必要なこと ①生存基盤となる多様で健全な生態系の保全・再生 ・それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然との関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次世代に引き継がれる社会。 ②自然の恵みの持続可能な利用 ・生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系の利用が行われ、多様で健全な生態系がら生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化が、次の世代に受け継がれる社会。 ③生物多様性の主流化による社会変革 ・生物多様性の主流化による社会変革 ・生物多様性や生態系が暮らし・社会・経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人ひとりの行動において、生物多様性と生態系に対する影響が内部化されている社会。	 ・自然共生社会 ・人口減少社会 ・分散型社会 ・統合的アプローチ ・SDGs ・ランドスケープアプローチ ・地域循環共生圏 ・NbS
※ 策定の視点		会変革」は、世界的潮流である。その趣旨は、行動目標に加える必要がある。 ・目指すべき社会像を具体的に掲げる必要がある。その際に「社会変革」の視点加えることが望ましい。 ◆バランスのとれた人口の分散と地域振興 ・今後、想定される災害への備え、感染症への対応、産業の振興、そして、生物様性の保全を進めるには、過度の都市化、農村部の過疎化を止め、バランスのれた人口の分散が根本問題として位置づけられる必要がある。 ・この視点は、農村に限らず農山漁村の問題として位置づけるとよい。 ◆統合的アプローチによる課題解決 ・気候変動や資源循環などの生物多様性以外の環境の課題、さらに様々な社会経済の課題を統合して取り組むことが、それぞれの課題解決につながるというえ方が重要となる。 ・統合的アプローチは、最近多くの人々に理解が得られつつあるSDGsの達成の考え方とも整合している。このため、生物多様性の問題解決に向けた統合的アプローチの具体化を図るためには、SDGsの達成を目指す視点から取り組むことが効果的である。 ・統合的アプローチに取り組む際には、従来の日本の制度との整合性を忘れずに、国立公園、自然保護、水質汚濁防止などの環境政策のインテグレーションを図る。 ・統合的アプローチの事例の示し方について検討が必要。逆に、統合的でない場例を示すことも一案。 ◆地域循環共生圏の形成 ・長期的には地域循環共生圏の形成	は、シナジーとトレードオフを明確にし、多様な生態系やその機能といった自然的条件、制度や担い手といった社会的条件を統合的に捉えるランドスケープアプローチの取組を進めることが重要である。	・生物多様性の主流化 ・社会変革
		・地域の自然を資源として活用することにより、アンダーユースの解消を目指すなどの地域循環共生圏の考え方を踏まえた対応も有効と考えられる。 ◆NbS(自然を基盤とした解決策)の浸透 ・グリーンインフラやEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)の視点を包含した NbS(自然を基盤とした解決策)の概念として再整理し、生物多様性の維持・回復に関する様々な課題の解決に向けて展開していくことが必要である。 ・地域社会の課題を解決する際に、生態系サービスの活用や生物多様性の保証と統合的に取り組むものが、NbSのアプローチだと思う(同じことだけど、見ていた方向が少し違う。目的はあくまでも地域の課題解決であり、その際に生物多様性の保全に資する手法を選択することを世界のスタンダードにしていくという考えてが大切であると思う)。 ・NbSは、全体の整理の中でどの行動目標に位置づけるかも整理する必要があと思われる。		

資料9

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目) (小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
[**	策定の視点(続き)		◆自然回帰の動きの強まりを生かす ・コロナ禍で、野外へ出かけること、野外での自然と触れあう行事も減ってしまった。しかしだからこそ、自然との距離を見つめる時間も増え、コロナ禍が解消すれば、自然回帰の動きが強まると思う。その強まりを生かす方向で、この「生物多様性戦略」を活用する視点を入れ込むべき。その構想は次のとおり。 (1)身近な自然環境に目を向ける。見かけた、触れあった草木や虫や動物などとの出会いを振り返って、それらの生きものがどのように生きていて、人間とどのような関係を持ちたがっているかを考える。 (2)自然についての話題を盛り上げる。そのためには、福岡県のすべての行政分野で、生きものを話題にする素材を意図的に探してほしい。 (3)これまでの生きものとのつきあいの知恵を活かすことなく、ただ排除・隔離しかできなかった現代社会の知恵は再考すべき。 (4)現代社会のもろさ、天地自然と遠ざかってしまった生活が、反省すべき事態になったと考え、産業全体のあり方を新たに構想する。田舎で暮らすことの再評価をはじめる。 (5)ワクチンだけが対策として重視されているが、基本的な病気への対応として、野外での活動を促す、公園や競技場や海里山の活用を考え、生きものとしての人間の力を見つめ直す。 ◆事業予算を生み出す仕組みの検討 ・全体的に言えることは、生物多様性に対する事業予算が少ないということ。増やすことができないのであれば、生み出す仕組み(森林環境税のように県民から徴収する生物多様性税など)も必要と思われる。		 ・自然共生社会 ・人口減少社会 ・分散型社会 ・統合的アプローチ ・SDGs ・ランドスケープアプローチ ・地域循環共生圏 ・NbS ・生物多様性の主流化 ・社会変革

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
	私たちの暮 らしのなかで 生物多様性 を育みます	(中項目) (1)県民への普及啓発	(小項日)	◆生物多様性に関する関心の拡大 ・言葉としては知られてきているが、実感としてはまだまだいきわたっていない。 ・生態系サービス、生物多様性の危機をしっかり伝える。	○文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成 ・防災・減災、レクリエーションや資源利用といった経済的にも捉えやすい価値の活用にとどまらず、自然の中で働くことや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促す方策も必要。	・文化的・精神的な豊かさ・価値観の醸成
					○関心に応じた効果的な働きかけ ・無関心層を含めた認識の向上に向けて、次期戦略について、映像、漫画、 絵本、SNSなど、国民各層に応じた伝わりやすい媒体で発信していくことが 必要。	·環境教育 ·自然体験
				◆情報発信の改善 ・SNSなどの情報発信がうまくない。 ・九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」の活用(登録ファミリーを増やす、生物多様性に関する情報発信)。 ・様々な方法で知る機会を増やす(県政だより、テレビを活用など)。 ・まずは、県の生物多様性に関する事業や施策を、分かりやすくSNSやサイトで発		・自然とのふれあい・生きものへのまなざし・県民参加(行動)
				信する。質よりも量。		・地産地消・テレカップリング・伝統知・地域知
				◇県民一人ひとりの意識までおりていくようなアプローチ、提案、表現 ・ありふれた生きものにもまなざしを注いでいく感性と文化が土台になければならない。まなざしの衰退に歯止めをかけるような提案、表現、施策を盛り込めたら。		・自然観 ・持続可能な消費 ・地域づくり(地域の活性化、魅力発
				◆擬人法とアニミズム ・一つの種がこの世界から消えるということの意味をどうやって認識するか。ありふれた生きものへのまなざし・情愛を見つめなおすことが役立つのではないか。擬人法やアニミズムは、人間が進化の過程で身につけたすばらしい能力。生物多様性戦略の中で、この擬人法やアニミズム、心の理論などを取り上げてはどうか。		信) ・都市農村交流 ・自然の聖地
				◆IUCN「自然の聖地」の重視 ・少数民族や地域の土着信仰や祭事・行事に関わる聖地の存在が生物多様性の保全に貢献しているという視点。 ・福岡県下の地域地域での小さな行事(湧水を大切にする行事や、収穫を祝う行事など)なども含めて、土着の知識や慣習などと生物多様性の保全の見える化とその保全・継承。		・ボトムアップ・内発的地域活性化・関係人口の創出・ワーケーション
		(2)教育・学習の機会を活 用 した啓発		◆学校における環境教育の推進 ・小学校の授業とマッチングすることでより深い学びになる。興味がない・苦手な子どもも、友達と一緒だと意識が変わりやすい。児童から保護者にも伝わる。 ・外来種の駆除や、野生動物との付き合い方(ビニールゴミや生ごみ、ポイ捨てに関するしっかりした意識啓発、シカ、イノシシ、アライグマの制御の課題)について、しっかり、教え、体験させることを求める。	介入点とされている。 ・学校教育を通してすでにSDGsについての理解は相当深まっており、生物	·
				◆幼児に対する環境教育 ・感性を育てるには幼いころからアプローチをする。 ・幼稚園などの施設における生き物環境の向上、体験プログラムの提供を強化する。		
				◆環境副読本、自然観察マップなどの資料物の利用 ・資料は作ったものの、活用されていない事例が散見される。 ◆都市農村交流 ・		
				・都市部の小・中学生の農村・自然体験学習の促進。 ◆多世代交流(自然と関わりの深い文化を継承する機会の創出) ・自然の恵みの利用方法を受け継いでいる大人と子ども、大学生など多様な世代の交流の場の創出。例えば、八女の馬場水車場の線香造り、東峰村の高取焼鬼丸雪山窯など。		

No.		第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (○第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
1	私たちの暮らしのなかで 生物多様性 を育みます (続き)	(3) 自然とのふれあいの推進		◆自然体験活動促進計画制度の活用 ・「保護と利用の好循環」の実現を目指した自然公園法の改正で、自然体験活動 促進計画制度が新設される。生きものに共感するということが体験の原点であると いう考え方を体験活動に入れたい。 ・このような取組みが実際に予定された場合は、積極的に紹介していく。		・文化的・精神的な豊かさ・価値観の醸成
				◆実物の生物に対する関心の拡大 ・映像などでは知られていても実物に接する機会や動機はあまりない。 ・自然史では標本も重要である。		·環境教育 ·自然体験
				◆農業体験、農家体験などの機会の拡充 ・二次的自然の生物多様性保全の場の重要性を農業の担い手、都市住民、子ど もたちそれぞれに理解してもらえるような活動を展開する必要がある。		・自然とのふれあい ・生きものへのまなざし
		(4)生物多様性に配慮した ライフスタイルの浸透		・農産物を除き、認証制度の取組みが積極的に行われていない。概してSDGsゴール12の「生産と消費」の視点を踏まえた生物多様性保全の取組みが希薄。 ・生物多様性に関連する伝統的生活文化の知恵や技術を情報発信できていな	○認証品と消費者の選択 ・持続可能な生産を支える消費の確立に向けて、生物多様性に配慮した認 証品や地理的表示等を踏まえた選択を促すため、国民一人ひとりが持続可 能な消費や生物多様性に配慮した生産活動についての理解を深め、2050年 ビジョンに見合った責任ある選択を行うことを促す取組が必要。	・県民参加(行動) ・地産地消 ・テレカップリング ・伝統知・地域知
				◆持続可能な消費(消費者の視点) ・県内での消費が海外での生物多様性の低下をもたらす問題(テレカップリング) に関する展開も必要。	 ○介入点としての「消費と廃棄の総量の削減」 ・「消費と廃棄の総量の削減」は幅広い直接要因との関係が強い介入点と考えられている。 ・食品ロスの削減をはじめとして、これまで必ずしも生物多様性との関係性が意識されてこなかった消費・廃棄・資源循環に関わる分野とも連携した取組を行っていくことが重要。 ・国内の視点だけではなく、国内での消費が海外における動植物の種の絶滅リスクを高めるテレカップリングの問題を踏まえた取組も重要になる。 	・自然観・持続可能な消費・地域づくり(地域の活性化、魅力発信)
				◆食育・地産地消県民運動の展開 ・ふくおか農林漁業応援団」、「中山間応援サポーター」などの注目される事業が展開されている。今後、生物多様性の視点も踏まえた展開が望まれる。 ・地域支援型農業(CSA: Community supported agriculture)などの普及促進による、生産者の生産リスクの消費者との分担、有機農業の普及、生産者を支える消費者のネットワークの強化を行う。		・都市農村交流・自然の聖地・ボトムアップ・内発的地域活性化
				◆身近な自然の恵みを楽しむライフスタイルの普及 ・持続可能な自然の恵みの利用の配慮した、「遊び仕事」「マイナーサブシステンス」の価値への着目。例えば、週末養蜂、週末狩猟など。		・関係人口の創出・ワーケーション
				◆エコロジカルフットプリントの削減(気候変動対策などを含む) ・福岡県下でのライフスタイルの地球環境・地球上の生物多様性へ与える影響への理解の促進が必要。福岡県の暮らしは日本の中でもエコロジカルフットプリントが大きくなっている。		

N). 行動目標	第2期行動計画		専門委員からの意見	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性	新目標の検討	
	, IJ 30/ LIT	(中項目)	(小項目)	(◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	(〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	(キーワード)	
	らしのなかで	たちの暮 (5)生物多様性を活用した のなかで 魅力ある県土づくり・地域 物多様性 づくり 資みます	で 魅力ある県土づくり・地域 : づくり		◆生物多様性の保全と地域活性化の融合 ・生物多様性の保全でもあり、文化の継承、地域の誇り、愛着、自分たちの生活を成り立たせる上で有効に機能するということが自分の腑に落ちると多分動いていく。地域ではことさら環境と謳わなくても結果として生態系が保全されれば、そういうアプローチでもいいのではないか。 ・地域おこし協力隊などが行う地域活性化の取組みが、結果的に生物多様性保全につながっていることも多い。 ・アートを媒体とした人と自然、地域との関係性、価値を再考する活動の強化。 ◆災害ボランティア活動の展開を見据えた平時の都市農村交流・平時の都市・農村交流、農村の定住人口の維持による、施設、装備、技術、人的ネットワークの準備が求められる。災害時の備えという事業目的を付加し、行政機関にとどまらず、民やNPO、学と連携した各種事業の展開が望ましい。 ◆地域作りを担う人材育成・今後、幅広い世代の参画が重要になる。特に里地里山など二次的自然の担い手	高まっており、我が国においても、気候変動対策や防災・減災対策にとどまらず、持続可能な地域づくりなど幅広い分野の社会課題にNbSの考え方を取り入れていく。 ・とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、低密度であることや、自然が心身の健康にもたらす好影響の観点から、田園回帰や野外レジャーの需要が高まっており、こうした新たな保護と利用の好循環の構築につながることが期待される。 〇都市と農山漁村のつながりの強化 ・第5次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会のあり方として、「地域循環共生圏」の実現を掲げ、環境・経済・社会の総合的向上を目指している。 ・とりわけ都市と農山漁村は補完的な関係が顕著であり、都市と農山漁村が相互補完によって相乗効果を生み出しながら経済社会活動を行うことが重要。また、生態系サービスへの支払い(PES)の導入といった資金循環の仕組みも求められる。	 ・文化的・精神的な豊かさ ・価値観の醸成 ・環境教育 ・自然体験 ・自然とのふれあい ・生きものへのまなざし ・県民参加(行動) ・地産地消 ・テレカップリング
				は高齢化が進んでいることから、次世代の参画が不可欠で、若者世代の育成は、持続可能な体制に不可欠。 ◆農山漁村等の自然地域への田園回帰の促進、関係人口創出のた		·伝統知·地域知 ·自然観	
				めの取組 ・段階的な地域と都市住民のマッチング(オンラインツアー、オンライン交流会、ワーケーションなど)。		・持続可能な消費	
				・地域おこし協力隊が、起業・定着するための支援の仕組みづくり。 ・二地域居住、三地域居住。 ・山村留学、インターンシップの仕組みづくり。		・地域づくり(地域の活性化、魅力発 信)	
				◆伝統的知識の保存 ・多世代の様々な生きものの文化や知識の受け継ぎが大事。伝統的知識の保存、文化の保存、人と自然の関わりに関する部分についても取り込むと福岡県の	○伝統知・地域知の継承、日本の伝統的な自然観の評価・発信 ・自然資本の利用に対する伝統知・地域知の継承者の高齢化が進み、長い 時間をかけて蓄積されてきた伝統知・地域知が急速に失われつつある中、	・都市農村交流 ・自然の聖地	
					次の10年の間に伝統知・地域知を次世代に継承していくことも重要である。 ・日本における人と自然の共生に関する伝統的な意識や自然観など、生物	・ボトムアップ・内発的地域活性化	
				・地域遺伝子を有する農林漁産物の特定と、生息、生産環境、生産者、流通ネットワークの状況把握と強化。		・関係人口の創出・ワーケーション	
				◆農林漁業(一次産業)の健全性の向上と継続性の確保 ・森林、空き家等の継承。 ・複合的生業を是とする価値観への回帰。 ・生物の多様性を支えるライフスタイルの多様性の実現。			

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◆第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (○第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
2	生物多様性 の保全と再 生を図りま す			◆自然林の再生、適切な広葉樹林の配置 ・河畔林や斜面林など、多くの自然林が消失、分断、孤立している現状であり、連続性のある自然林のネットワークの構築が今後の急速な地球温暖化における種の移動経路の確保の観点から実施することが求められる。 ◆エコトーンの保全・重視 ・沿岸環境の自然再生・河川環境の自然再生。 ・Eco-DRR。	○生態系ネットワークの効果的な構築 ・連続したネットワークが残されている脊梁山脈や河川沿いを軸としつつ、保護地域とOECMの連携した効果的なシステム等により、奥山から都市・海域まで、様々な種に応じた生態系ネットワーク構築が求められる。	・生態系ネットワーク・生物多様性重要地域・保護地域
			①新たな仕 組みの構築	◆生物多様性の保全上重要な地域の設定 ・生物多様性の保全上重要な地域、あるいは最近議論が進められているOECMなど、上記の保護区域制度とは異なる保全区域の抽出・設定。 ・山間部にみられる小規模湿原は、森林化が進むことで荒廃・消失が進行している。保護区指定のない里地里山地域の保全対策が急務。		・OECM ・景観保全 ・自然再生
			②既存制度 の活用	・県内の森林総面積に占める自然林の割合はわずか1.4%。また、山地上部のブナ自然林の衰退が進行している。一層の保護施策が求められる。 ・海岸浸食により海岸植物群落が危機的状況にある。海岸クロマツ林の再生も途上にあり、生物多様性回復の視点も踏まえたクロマツ林再生計画が望まれる。 ・環境省が公表した重要海域や重要湿地を、県としてどのように保全していくか整理が必要。	拡張や管理強化、自然再生を図る。	・生態系の維持回復・生物多様性配慮の視点・絶滅危惧種・鳥獣保護管理・ワンヘルスアプローチ・侵略的外来種
				◆既存の保護区域の拡大 ・普通地域から特別地域への格上げ、海域の指定区域の拡大。 ・小規模かつ離れた場所では、県自然環境保全地域の指定に向けた検討。		· 気候変動緩和策·適応策 · 都市緑地
				◆文化財(天然記念物等)指定の促進 ・本年3月に策定された「福岡県文化財保護大綱」において、関連計画として福岡県生物多様性戦略が位置付けられている。日頃から県自然環境課と他部局との連絡体制を築いておくことが重要と思われる。 ・国の史跡、文化的景観、世界遺産、県の文化財保護・指定に関する地域における、文化財の保護と生物多様性の両立に関する検討(緑地の適切な管理・育成、ヘリテージ・ツーリズムの促進など)。		・Eco-DRR ・グリーンインフラ
				◆緑地保全制度等の活用 ・都市緑地法に基づく緑地保全地域や特別緑地保全地区における生物多様性保全の取組みを推進する。 ・景観法に基づく景観計画においても、生物多様性の視点の導入が望まれる。		

₩. 行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◆第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
2 生物多様性 の保全と再 生を図りま す(続き)	護と管理		◆絶滅危惧種の保全の取組みの強化 ・福岡県レッドデータブックには1,611種が掲載されている。危機の要因の多くは現在も継続していると考えられる。 ・希少種保護の取組みを進めるために、福岡県希少野条例が制定された。また、本条例に基づき、特に保護を図る必要がある指定希少野生動植物種20種が指定された。今後の取組みの展開が期待される。 ・国内、国際のレッドリストの動向とも整合することが必要。		・生態系ネットワーク・生物多様性重要地域・保護地域
		護管理	◆野生鳥獣の生態系管理 ・第2種特定鳥獣管理計画に基づき、シカ等の個体数管理、被害軽減対策の適切な実施。 ・中山間地における農地の保全、市街地周辺の緩衝帯となる里地・里山エリアの適切な保護・保全について、各種土地利用政策における生物多様性の考え方の内部化を求める。 ・農地や里山における営農・営林・保全活動の維持・強化、それに資する、人材の育成。 ・上述の土地利用の適性化を踏まえ、狩猟人材の育成。 ・各地域における野生鳥獣の制御、農林地・自然環境の保全に資する統合的アプローチ体制の強化。	○鳥獣管理の強化・広域化 ・依然として生態系・農林水産業等の被害は深刻な状況にあり、引き続き広域的な捕獲の強化など、鳥獣の管理強化を図ることが重要である。 ・狩猟者は高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の確保・育成に加え、最新のデジタル技術も活用した鳥獣保護管理の省力化の取組を進めるとともに、野生動物管理の専門人材を大学や学会等と連携して育成していくことが求められている。	・保護地域 ・OECM ・景観保全 ・自然再生 ・生態系の維持回復 ・生物多様性配慮の視点 ・絶滅危惧種
			◆ワンヘルスアプローチの視点からの野生動物管理・ワンヘルスアプローチの視点からの野生動物管理が重要になる。人獣共通感染症のリスク拡大を防止するためには、どのような生態系管理が有効なのかなどについて、今後10年間で検討を進めていくことが期待される。		・鳥獣保護管理・ワンヘルスアプローチ
		③外来種の 防除	◆外来種対策 ・アライグマは依然として分布拡大している。誰がどのようにして対応に当たるかも検討課題。 ・クリーク等において侵略的外来種の植物が繁茂し、生態系影響や通水阻害を起こしている。 ◆外来種対策の展開 ・重点対策外来種を対象にした防除マニュアルが2021年度中に公表される予定である。		・侵略的外来種・気候変動緩和策・適応策・都市緑地・Eco-DRR・グリーンインフラ
	(4)地球温暖化対策との連携		・今後、防除主体としてどこが担うべきかなどの基本的事項についての整理が必要である。 ◆気候変動適応策の推進 ・気候変動適応策に関する施策の展開。その際、気候変動対策が生物多様性の低下を招くトレードオフの問題があることを踏まえた上で、生物多様性への影響を最小化していくことが重要。 ・気候変動による生物多様性の劣化、トレードオフを上回る生物多様性の強化施策の検討・実施。 ・NbSの一つとして位置づけられるEbA(生態系を活用した適応策)の考え方についても検討を進めていく必要がある。		İ
	(5)環境影響評価制度の 充実・強化		◆再生可能エネルギーとの共存 ・カーボンニュートラルの目標実現のために温対法の改正が審議されており、地方 自治体で実行計画を充実させ、ゾーニングを行い、再エネ促進地域を設定する動	○再生可能エネルギーの推進に当たっての地域の自然生態系、生物多様性への配慮・生物多様性に不可逆的な影響を及ぼさないよう適切な立地選択や配慮が必要。このため、再生可能エネルギーと生物多様性保全との両立やバランスの取り方に関する基準やガイドランを早急に整備すべきであり、トレードオフ情報も組み込まれた、再生可能エネルギー施設の適切な立地選択を支援するマップの作成が早急に求められる。また、これに基づき、地域レベルでのゾーニングを行うことが適当である。	

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)	
2	生物多様性 の保全と再 生を図りま す(続き)			◆緑化ガイドラインの公開 ・市町村の公共事業における在来種利用を推進するた、県のリストを公開する。		・生態系ネットワーク	
	7 (NUC)		②山地·森 林	◆山林・農地における生物多様性の保全による激甚被害の低減・大規模な豪雨災害が懸念される。災害の低減に努める必要があり、土砂崩壊の生じにくい森づくり、河川の改修、土地利用の適正化が望まれる。・今後、Eco-DRRなどの生態系に配慮した復旧工事の導入が必要であり、その実現のためにも山林・農地における保全(生物多様性の保全)は必須であり、景観の保全、生態系の保全、工事費の低減、住民の安全な暮らしが両立できる将来像を描く必要がある。		·生物多様性重要地域 ·保護地域 ·OECM ·景観保全	
			③農村	◆クリーク整備事業 ・絶滅危惧種保全を目的とした構造を創出するなどの配慮も見られる。しかし、各地で実施されているブロックマットによる整備は、魚類等の生息には比較的適した工法であるが、マコモやヨシなどの水際植生の回復には必ずしも適しておらず、かつての水際植生の回復が課題である。		・自然再生・生態系の維持回復・生物多様性配慮の視点	
		海岸までの	◆都市内農地、市街化調整区域の農林地の保全 ・近年、生産緑地指定の制度の変更など、都市内農地の保全、市街化調整区域についても農林地保全の施策メニューは増加しつつあるが、十分活用され、計画・事業の展開がなされているとは言い難い。県からの強い施策利用の市町村への関りが求められる。	緑地や公園においても健全な生態系が確保されることが重要となる。また、	・絶滅危惧種・鳥獣保護管理・ワンヘルスアプローチ		
			⑤河川	◆都市のスプロール化と低地開発の防止 ・大都市近郊では、市街地の拡大抑制が示されているにもかかわらず、宅地開発等により林地・農地が消失している。 ・想定を超える豪雨や温暖化による海面上昇を想定すると、低地の開発は防災の観点からも危険。		·侵略的外来種 ·気候変動緩和策·適応策 ·都市緑地	
				◆多自然川づくりの浸透 ・県が実施する河川改修においては、多自然川づくりの考え方、及び福岡県公共 工事生物多様性配慮指針や事例集が公共工事部局に浸透している。 ・今後、開発による生態系へのマイナスの影響を上回る代償措置を行うことで全体 の影響をプラスにするというネットゲインの考え方の導入が望まれる。		・Eco-DRR ・グリーンインフラ	
			⑥沿岸 • 洲域	⑥沿岸·海 域		○海洋環境の保全 ・ブルーカーボン生態系といわれる領域を含む調査研究の充実や保護地域とOECMの連携した効果的なシステムによる適切な保全管理のあり方を検討していく必要がある。	
			⑦山地から	・沿岸環境の自然再生・河川環境の自然再生。 ・Eco-DRR。	〇流域治水・Eco-DRRの実装		
			海岸までの	・気候変動に伴う豪雨災害が多発している。河川行政についても、流域治水、 Eco-DRR、グリーンインフラなど、ここ10年でやっていくべき方向性が変わってきている。 ・環境省の気候変動適応広域アクションプランでは、生物多様性と気候変動適応 を融合させたような形で、減災を図りながら生物多様性の保全を図る、防災と生物	・気候変動に伴う気象災害の激化を踏まえ、国土交通省を中心に関係省庁 や地方自治体等あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流 域治水」が進められる中で、環境省がその考え方を整理してきた「Eco- DRR」についてもその実装を進めていくことが重要。		

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
3			①林業分野	◆育成複層林施業、保持林業の実施による強靭な森林育成 ・観光振興の観点からも適正な風致林の配置、育成複層林施業の展開が求められる。森林環境税を用いた針葉樹人工林の管理においては、保持林業の導入が望まれる。	○生物多様性に配慮した農林水産業の拡大 ・農林水産物の供給だけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観の形成等、生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出しており重要な分野。 ・生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業さらには地域社会の包括的な維持及び発展を、農林水産省のみどりの食料システム戦略と連動しながら目指すことが重要。	・持続可能な農林水産業・自然の恵み・生態系サービス
				◆新たな森林産業の育成 ・地権者にとり広葉樹を用いた産業の振興が課題である。観光の振興、広葉樹を 用いた新たな産業の育成が必要であり、そのような施策の展開が必要である。 ・公共構造物の木造・木質化の推進などのほか、生産と消費及び資源循環の観点 から、センダン、ケヤキなどの広葉樹の特性を活かした家具等の製品開発への支 援が注目される。	である。 循環の観点 開発への支 市、定住圏 D森づくりな 村の将来像 50年までに 考えている でしかない 農業という	·育成複層林施業 ·広葉樹 ·保持林業 ·里地里山
			②農業分野	◆農地・農村の保全、観光振興による獣害の制御・パランスのとれた生態系の保全のためには、農山村における拠点都市、定住圏づくりが求められ、既存の農林業にとどまらず、狩猟、ジビエ、広葉樹の森づくりなど、課題解決に資する観光の振興、産業の振興が求められる。・現在の振興政策は生産に特化しており、多様な人々の生活できる農村の将来像を描き、新たな施策の展開を行うことが急務。		・二次的自然・野生鳥獣との適度な距離感・中山間地域
				◇有機農業の推進 ・農水省が策定したみどりの食料システム戦略の中で、有機農業を2050年までに 25%にするという数値目標を立てており、非常に意欲的なものであると考えている が、現在は1%にも満たない。 ・日本の場合、有機農業は安全な食べ物を生産するものという価値観でしかない が、EUの場合は、生物多様性、環境、風景、地域の文化を守るための農業という 位置付けで市民の賛同を得ている。そういう戦略が日本ではおろそかにされてき て、今からやるということであれば大賛成である。		・地域の自然資源・バイオマス
		3	③漁業分野	◆持続可能な漁業の推進 ・水産資源管理の推進、責任ある漁業への転換。 ・漂流漂着ごみ対策。 ・水質改善。 ・藻場、干潟の保全再生。 ・生態系保全への漁業者の参加。		
		(2)里地里山里海の適切 な利用と管理	①里地里山	◆二次的自然(里地里山)の保全・管理 ・落葉樹二次林から常緑樹林への植生遷移が急激に進行しており、明るい林床に生育する希少種の消失が各地で報告されている。里山林の維持・管理が課題。・竹林の拡大が今なお進行中である。 ・二次草原における野焼きや草刈りなどの管理が不足し、絶滅危惧植物の消失が懸念される。 ・生物多様性の保全上重要な地域としての二次的自然の抽出、地域の特性に応じた保全・管理の方向性の検討。 ・保全を担う地域住民やNPO等への支援、交流・連携体制の整備。	因であり、さらに人獣共通感染症対策も含めて野生鳥獣と適度な距離感を 保つためにも、人口減少下での適切な里地里山の管理のあり方を検討して	
				◆里山資源の利用促進 ・もともと里山は農用林であり、農林業や人々の生活に利用され維持されてきた。 今後の保全活動においては、バイオマス利用や新たな産業と組み合わせた推進 が望まれる。	○地域の自然資源を最大限活用 ・里地里山において資源の循環利用をこれまで以上に強化し、生態系サービスを最大限活用する社会への転換を促すことが期待される。 ・農林水産業における保全と利用を両立させることが重要。これにより、国内の生物多様性の質の向上を図るだけでなく、海外の生物多様性の保全にも貢献することが可能となる。 ・バイオマスをはじめとする自然資源を活用した再生可能エネルギーは小規模多機能性を有することから、エネルギー以外の恩恵も考慮しつつ取組を進めていくことで、生物多様性の保全にもつながることが期待される。また、自然資本の持続可能な利用に向け、自然資本勘定の導入が望まれる。	

資料9

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
	生物多様性 の <u>恵みの</u> 持 続可能な利 用を図りま			◆中山間地域等直接支払制度による支援 ・中山間地域農業の厳しい状況の中、中山間地域等直接支払等の実施は、専業・ 兼業農家だけでなく、自給的農家、土地持ち非農家の共同による地域の農地の保 全、災害後の復旧活動の資源として貢献した。		
	す(続き)			◆中山間地域の農林地の保全 ・農林業の実態によっては、農地の林地への転用を、平地の河川沿いや耕作不適地、中山間地においても実施することを検討すべきである。自然林が望ましいが、効率的なバイオマス資源の育成など、観光に資する風致林の育成など、新たな産業開発を目的にしたものでも良い。		
			②里海	◆里海の再生 ・海苔堆肥づくり、椿油をとる薮椿の森、和蝋燭をつくる櫨の森づくりなど。 ・海辺での活動の促進(ビーチクリーンと生物多様性の関わりの普及・啓発)。		
				◆里海の持続可能な利用 ・里海の持続可能な利用 ・里海の持続可能な水産資源利用。 ・藻場や干潟の人手による管理。 ・釣り、マリンレジャーによる海とのふれあい。 ・生物と海洋のつながりの文化の継承。 ・ランドスケープの視点:海岸や海中の景観。海まで含めた総合的な景観保全。		
				◆里山里海イニシアティブの展開 ・地域の生物多様性や生態系を守り、人々の文化を尊重し、さらに地球環境の持続性を基本軸とする価値観への変更、すなわち生物・生命・いのちの価値観を軸とする社会の実現に向けた実装を進める。		

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
	生物多様性 を支える基盤とネット	(1)行政施策への浸透	①県政	◇生物多様性の主流化 ・県庁(行政)の中で生物多様性を主流化するということは、絶対にすべきこと。		・生物多様性の主流化
	ロークを構 築します			◇県の各種基本計画等との連携 ・生物多様性の保全は、まちづくりにも関連が深く、例えば県の地方創生総合戦略 とどのような連携が組めるのか、市町村の計画とどのようにタッグを組めるのか考 えることも必要。		・市町村の生物多様性地域戦略・県民の参加と連携
				◇個別法における生物多様性確保の取組の充実 ・瀬戸内法や海岸法等の個別法の改正により、生物多様性の確保やEco-DRRに 関する内容が規定されたが、担当課では何をすべきなのか分からないという問題 がある。生物多様性担当課(自然環境課)と共同で考える体制を作っていただける		・企業・事業者の取組促進と支援・ネットワークづくり・サプライチェーン
				と有難い。 ◆専門職員の充実・職員の専門知識の向上 ・県の生物多様性施策のさらなる推進には、専門職員の充実が必要である。 ・公共工事局内には保全・再生に関する専門的知見を持つ職員がいないため、適切な対策が取られなかったことが少なからず生じている。		・生物多様性センター ・地域連携保全活動支援センター ・自然環境データの整備と活用
				◆技術指導体制の確立 ・絶滅危惧種を含む野生動植物の保護管理、生態系の保全・再生などについて、 現場に即した指導を行う体制の構築が必要(事業・制度化)。		· 専門的支援 ·技術指導
			②市町村	◆市町村支援体制の確立 ・市町村においても野生生物や生物多様性に関する知見を有する職員はほとんどいないことから、市町村の生物多様性保全施策に対する支援が必要。 ・市町村の戦略策定に対する支援体制が望まれる。 ・市町村同士の連携の橋渡し(隣り合う両市でできることは一緒に進めていくべき)。		-人材育成
		(2)多様な主体の参加促進	①地域活動			
				◆災害後の農業ボランティアの展開 ・2012年7月九州北部豪雨では、災害後に農業ボランティアが展開し、小規模災害 被害の早期復旧や、地域の復興に大いに貢献した。また、2017年7月九州北部豪 雨において福岡県は2017~2020年度に農業ボランティア活動支援事業を展開し た。		
			②企業	◆企業・事業者による保全活動の推進 ・企業によるCSR活動または事業活動による代償措置として、生物多様性保全活動を位置づける必要がある。 ・企業緑地を活用した生物多様性保全の取組みに対する支援体制を整える。 ・生物多様性保全上の重要地域である石灰岩地等においては、採掘と生物多様性への配慮が両立する土地の使用、管理を目指す。	○リスク・オポチュニティの認識 ・生物多様性への継続的な負荷は、企業の事業活動の持続可能性にとって原材料不足による調達コストの増加や評判の悪化等のリスクである一方で、負荷削減に取り組むことは投資家へのアピールや新たな製品・サービスの開発・展開といったチャンスである。このため、これらのリスクとオポチュニティが経営層に広く認識され、具体的な取組が事業計画に組み込まれ、環境報告書等での情報開示が促されるよう、国として働きかける必要がある。	
				◆自然環境に配慮した持続可能な地場産業の展開 ・東峰村鬼丸雪山窯(粘土、薪などの自然資源の持続可能な利用への配慮。	○ESG金融の進展 ・先行している気候変動分野と比べ、生物多様性分野では情報開示や投資 家による投資基準への生物多様性の組み込み等が不十分である。国際的 にはTNFDが設立される中で日本においても重点的かつ戦略的に取組を進 めるべき分野である。	
				◆生物多様性資源の持続可能な利用による起業の支援 ・ジビエの活用、皮革の利活用による起業を支えるインフラ整備(と畜場、皮革の 鞣し事業者など)。	○サプライチェーンによる悪影響の削減 ・持続可能な生産と消費に向けて、企業においては、サプライチェーンによる 悪影響を削減するため、自らの事業活動による生物多様性への影響の把 握・分析・評価を行った上で、原材料調達、設計・製造・組立、輸送、製品販 売・サービス提供、廃棄・リサイクルなどの各段階において、生物多様性保 全と持続可能な利用に貢献する取組を行う必要がある。	

No.	行動目標	第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◆第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
	生物多様性 を支える基盤とネット ワークを構築します(続	(T-XH)	(1741)	◆企業向け生物多様性講座の実施 ・県内の生物多様性に関する情報や企業による取組事例などの情報共有を行うための「企業と生物多様性講座」について、早急に企画・開催すべきである。・ポスト2020生物多様性枠組の策定に伴い、ESG投資の投資基準に生物多様性を組み込む動きが加速される可能性があるため、本講座において解説する。	○バリューチェーンを通じた負の影響の削減・サプライチェーンによる悪影響の削減に加え、自社の技術を用いて他社の事業の負の影響の削減を図ること、すなわちバリューチェーンにおける製品・サービス・ソリューションを通じた負の影響の削減を後押ししていくことも重要である。	・生物多様性の主流化
	き)	(3)連携促進によるネット ワーク化		◆生物多様性センターの設置 ・生物多様性センターの設置 ・生物多様性情報の集約・発信、調査研究、保全・再生に関する専門的支援、普及啓発活動などを担う中核的拠点の検討。 ・県の施策と県民、NPO、企業、教育・研究機関等の活動を結びつける組織(仕組み)として「生物多様性センター」を設置することが解決策の一つと考えられる。・このセンターは、各保健福祉環境事務所の普及啓発事業を支援するとともに、地域連携保全活動支援センター(生物多様性地域連携促進法に基づく拠点)としての役割も担う。		・市町村の生物多様性地域戦略 ・県民の参加と連携 ・企業・事業者の取組促進と支援 ・ネットワークづくり ・サプライチェーン
		(4)人材育成と活用		◆生物多様性アドバイザー制度の改善 ・現在の制度は、温暖化防止センターのぶら下がりで使いづらい。 ・学校の理科や生活科でも生物多様性を扱うことができるが、学校の先生にアドバイスをできる人材を増やす必要がある。		・生物多様性センター ・地域連携保全活動支援センター ・自然環境データの整備と活用
				◆◆人材育成 ・継承者が不足している。生きもののことがわかる人を人材育成し、参加してもらう、多世代の様々な生きものの文化や知識の受け継ぎが大事。 ・ナチュラリストを組織的に育成することが必要。		·専門的支援 ·技術指導
		(5)調査研究の推進		◆科学的基盤の整備 ・県内の生物分布情報をはじめとする生物多様性情報の集約体制を確立(福岡県生物多様性地理情報システムへの情報蓄積)。	○場所ごとの取組に活用できる効果的なデータ・地図の提供 ・OECM等の民間を主体とする保全等を進めるに当たっては、保全地域の配置や民間も含めた様々な保全の取組、さらには生物多様性保全上重要な地域や自然再生のポテンシャルを可視化することで、より効果的な場所・取組内容の検討が可能となる。 ・基礎的な調査・モニタリングの充実とともに、様々な情報を統合して提供できるよう、調査データを相互に利用できる管理体制のあり方、オープンデータの推進やAPI連携について検討を進めることが重要。	•人材育成
				 ◇データベースの整備 ・データベースの構築そのものが困難。国や研究機関でもそれぞれ整備しようとしているが統一されたものがなく、地方の行政機関でどの程度のものを整備すべきか課題。 ・県民、行政機関が連携して、自然環境に関するアーカイブ(データ、写真の集約)を作る。災害等が起きると以前どういう状態だったかがわからない。自然環境をアーカイブして、どう変わったかが見ることができるようにすることは、今後の創造的な県土づくりをしていく上でも重要であると考える。 	発掘・育成とともに効率かつ効果的な調査技術の開発・実施が必要。	
				◆普通種のデータベース化 ・気候変動への適応の中でも普通種の情報も大事になる。スマホなどで生物データを投稿できるようになっているので、情報の蓄積だけでなく啓発にもつながるのではないか。	○国際的な協調・協力の推進 ・侵略的外来種の侵入・拡散に対する国際的に協調した取組が必要。また、 地域制国立公園、里山管理、地域循環共生圏の形成等に関する技術の提 供等の国際協力も求められる。	
				◆環境DNAなどの新しい技術の活用 ・科学的なところで言うと環境DNAが進んできた。福岡県には生きものが好きな人が多い。水の中の生きものを新たな技術で調べるというのは、市民調査を展開する場所として福岡県はとても適していると思う。 ・河川では環境DNAで、どこまで正確かは分からないが、ただこういう流域にどういう生物がすんでいるというメタ情報を表に出すのはありではないか。 ・最新のツール、環境DNAなどを活用したモデル事業や環境DNAによる全国の生態系観測網なども展開できればいいのではないか。		

No.		第2期行動計画 (中項目)	(小項目)	専門委員からの意見 (◆各委員からの意見、◇第1回専門委員会での意見より)	【参考】次期国家戦略に向けた検討の方向性 (〇第9回次期国家戦略研究会報告書案より)	新目標の検討 (キーワード)
*	戦略の構成・推進体制			◆戦略目標の質的・量的具体化 ・戦略の検証を適宜進めるため、各担当課の目標については、質的、もしくは量的 に設定する必要がある。	○構造の明確化 ・施策・取組・行動の実施(インプット)から、それらにより獲得が期待される 成果(アウトプット)、さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果(ア ウトカム)までの道筋を可能な限り論理的に整理することが求められる。 ・生物多様性に関連するアウトカムの発現には時間を要すことにも留意し、 代表的な重要課題については、途中段階の目標を明示したロードマップを示 すことが望まれる。	
				◆目標の設定 ・現行戦略では、行動目標はゴールとしての位置づけであり、各行動計画(施策)をつなぐより具体的な目標(ターゲット)が規定されていない。ゴールは将来的な究極の目標であり、可能な限り時期や数値を含むより具体的な到達点を示す目標(ターゲット)の設定が望まれる。 ・行動計画の各施策の取組みが行動目標として掲げられている生物多様性の維持・回復及び持続可能な利用にどう結びつくのかがはっきりしないものがある。	○様々な主体の参画促進に向けた目標・指標の設定 ・様々な主体における行動・努力の促進には、それぞれの主体の取組を積み上げることができる行動目標や指標の設定が望ましい。 ・生物多様性と生態系の価値の認識と内部化に向けて、サービスと受益者をつなげる目標・指標の設定も望ましい。 ・関係性の深い代表的な指標と、代表的な指標を補完する目的で設定する補完指標を区別することを求める。 ・設定する指標は必ずしも既存の指標とする必要はなく、柔軟性を確保し順応的に対応していく姿勢も重要である。	
				◆国家戦略との共通性と県戦略としての固有性・独自性の整理 ・全般的に、国家戦略との共通性と、県戦略としての固有性・独自性を庁内、企業、そして県民にも説明できるように整理・表現する必要がある。		
				◆県民にもわかりやすい重点事業の拡大 ・生物多様性を推進するには、県民にもわかりやすい重点事業で成果を出し、見 える化する必要がある。		
				◆庁内推進会議の下に設置される分科会の強化 ・生物多様性戦略庁内推進会議の下に設置される分科会は2013年度に設置されたのみで以後設置されていない。今後、部局間をまたぐ課題等をテーマとする分科会を年度に一つは設置して議論を深め、部局横断的な戦略推進の場として機能させることが必要である。		
				◇福岡県庁戦略から福岡県民戦略へ・行政のためだけでなく県民のための戦略を策定し、福岡県の生物多様性の向上に向けて真に実効性のある戦略とする必要がある。		